

令和5年第2回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月8日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	こ	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	6番	御	園	生		明	君
7番	松	野	唱	平	君	8番	森	川	剛	典	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	佐久間	静夫	君
教育長	糸井	仁志	君	総務課長	仁茂田	宏子	君
企画財政課長	河野	勉	君	税務住民課長	江澤	卓哉	君
福祉課長	長谷	英樹	君	健康保険課長	金坂	美智子	君
生活環境課長	三上	達也	君	産業振興課長	石川	和良	君
建設課長	高徳	一博	君	ガス課長	今関	裕司	君
教育課長	三十尾	成弘	君	教育課主幹	徳永	哲生	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年第2回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位5番から6番まで行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇森川剛典君

○議長（松野唱平君） それでは、8番、森川君。

〔8番 森川剛典君質問席〕

○8番（森川剛典君） 8番の森川です。

議長の許可を得たので、通告に従い、件名で3件、要旨6点について質問を伺います。

それでは、冒頭の挨拶を少しさせていただきます。

コロナ関係では、昨日、松野官房長官が、緩やかに増加をしていると、このような発言がされたように、把握も緩やかになり、2類から5類に変更されて、多くのイベントも復活して、活性化がより鮮明になってきました。また、その関係が定かではありませんが、株式市場も連日高値を更新しています。

そういう中で、本町も先月には町庁舎の開庁式も済み、役場の組織の改編も行われ、そろそろ落ち着いてきた頃だと思います。新たな思いで頑張っていただきたいと考えます。

それでは、今回の選挙に関わりまして、講演会活動を行った中で、多くの町民の皆様にご意見をいただきました環境問題を中心に伺ってまいります。

最近、気候の変化やSDGsという言葉が出てきから、環境問題への取組も一変したと感じています。本町でも建設環境課から生活環境課に組織名称が変わり、より生活に密着した部分の環境問題について取り組んでいただけるのではないかと期待をしています。

まずは町の環境に関する指針や考え方を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 町の指針や考え方というところでございますが、長南町第5次総合計画策定の過程で実施をしました住民アンケートの中では、本町を住みやすい町と評価する項目として、自然が豊かである点及び公害が少ない点、これを挙げられる方が多くいらっしゃいました。このことから、同計画においては自然環境の保全は住民満足度を高める要素と捉えて、豊かな自然・里山と調和したまちづくり、これを基本理念に掲げたところあります。

また、基本方針においても、自然と調和したまちづくり、これを位置づけていること、これが町の指針であり、基本的な考え方となっているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 基本的な考え方は分かりました。とてもよい方針だと思います。町民は環境問題に関心が高くなっています。今までより、より一層環境の維持、改善に向けた取組をお願いしたいと思います。

そこで何点かお聞きをしていきます。

町民から、最近ダンプカーの通行が多くなっているという話から、積んである中身は何だい、どこ行くんだろうね、どこに捨てられるのと、産業廃棄物を意識した発言が多く聞かれました。

そこで、産業廃棄物の町内搬入や処理状況の把握について、どのようにになっているかを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） ご質問のダンプカーでございますが、現在町内で多く見受けられますのは、県発注の長生グリーンライン工事に関するもの、これが多いものと認識しております。

このグリーンラインの工事においては、切土等の発生土、この運搬が主となっておりまして、廃土処理の箇所ごとに土質の証明が求められているということから、環境の安全性に関しては適切に処理されているものと思料します。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 適切に処理されているということですが、一部の残土もそうなんですが、怪しいダンプカーが通ったら、さすがに町民の方では止めてみるということはできないと思うんです。町のほうでもちょっと厳しいかなと。例えばそういう場合、町民から調査依頼や通報があった場合、調査や検査は行えるのかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 通行しているダンプカーを止めて積荷の調査を行うこと、これについては警察の捜査権の範疇になるものと考えます。したがって、通報についても同様に警察に行っていただくものと考えておるところでございます。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる産業廃棄物処理法ですが、この法律においては運搬しているものが産業廃棄物である旨の表示をダンプカーになすということが義務づけられております。それから、積荷の詳細についても車両の中に書類を携帯すると、こういう2つの点が義務づけられておりますのでご承知おきをいただければと思っているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） ダンプにどのくらいの大きさの表示があるか分からんのですが、住民にもそのことはお伝えしたいと思います。

現状は警察の捜査権の範疇ということですが、ただ、そういうことが起きて、いざというときには、ぜひ町の環境課にも出動していただきて、長南町は産業廃棄物の捨て放題ではなく、行政も住民の目も厳しい町というところをアピールしていただきたいと考えます。

それでは参考までにお聞きしますが、通報とかはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 現在のところ、こうした通報は入っていないところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 通報はないということです。ただ、不安に感じている割には、実際に住民の方が自ら通報するということは非常に少ないと思います。ただ、通報などの監視システムの強化は必要だと思いますので、それはお願いしておきます。

ちなみに、不法投棄の監視強化ということで、監視カメラ等の設置はできないかな、これは昨日、宮崎議員もごみの不法投棄のことで監視カメラの設置に関わる発言をしていましたが、私は設置という点では必要という観点で同じだと考えております。不法投棄という、電源が取れないような場所もあると思うんですね。こういう場合は、太陽光や充電式のもので通報に対応できて、いろいろな措置ができるような監視カメラの設置や準備を検討していただきたいと思いますが、これについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 監視カメラの件でございますが、まず電源の問題、そうしたものクリアする、あとは通信等の費用等を考え合わせると、機器自体の価格、こうしたところがネックにならうかと思っておるところでございます。

また一方で、当課では有害鳥獣対策としてトレイルカメラを保有してはおりますので、これを活用するとい

うことも考えられますが、これは電池で作動するものでございまして、その電池や記録媒体の交換、そうした管理の都合ですね。それから設置するに当たっては、土地所有者の許諾、それからカメラの性質上、不特定多数の人を撮る、不特定多数の行為を撮るということにもなりますので、検討するに当たってはいろいろと考えなければならないことが多い事項であると認識しております。その点ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） おっしゃったように、許可とか障壁の多い案件かもしれません、要は不法投棄の防止や監視が目的です。有害鳥獣対策のカメラの話も出ましたが、これは意外と安くて、最近有害獣用のカメラ、アナグマが出るということで依頼されたこの方は、撮影をしてユーチューブに上げて私に見せてくれましたが、非常によく映っております。ですから、こういう簡易な有害獣用のカメラでもぜひ使っていただきたいと思います。

また、太陽光の発電方式ですか、アマゾンで売っていますが、非常に安いものは五、六千円からあるんですね。1万円しないものもたくさんあります。実害が発生している場合にはぜひ設置の検討をお願いいたしたいと思います。

ところで別の話ですが、環境問題ということで、残土処理のその後について少しお話をしておきます。

残土関係では、西地区の荒れ地というか、田んぼの農作放棄地に残土が入り始めています。荒れ地の田んぼを草刈りして残土を入れて、しばらくは荒れ地ではなくなるんですが、その後はどうなるかということです。普通に考えると、ただの耕作放棄地がまた元に戻り荒れてしまうと思うんですが、残土を入れた後、形態の変わった土地について、町としてはどう考えているのかをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 先ほども申し上げました県のグリーンラインの関連の工事、これに伴う廃土処理について、昨年度は西地区において埋め立てた事案、廃土処理をした事案が幾つかあったと承知をしております。これらの筆については、所有者において維持管理を容易にするために、低い田んぼを道路と同じ高さ程度に埋立てたものと伺っております。ですので、この筆については所有者が適切に管理するということが原則だと、このように思料するところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 環境問題ということで提言していますが、ただ、残土処理の場所があればいいということじゃなくて、今お話ししたように場所によっては道路に隣接していて、考えようによつては再利用も考えられると思います。

西地区の埋立ての地主の方とお話をしました。今はまだ埋立てたばかりで草は生えておりません。こういうところ、ぜひグラウンドゴルフ、こういうものを、クラブをつくって使つたらどうか、いや、やる人がいない。じゃ、別荘地でも建てたらどうですか、あるいは住宅地にしたらどうですか。住む人間がいな

いと、このように簡単にお断りをされました、環境問題だけではなくて、そういうところをちゃんとすればという考え方ではなくて、再利用もするというふうな考えを町のほうも今後を見据えて考えていただきたいと思います。

あと、環境問題の確認として聞いておきます。地元の方から、3町歩ほどのまとまった山林を買いたいという業者がいたということで、その方が広域の最終処分場の候補地は、この次は長南町の順番だと、このように言って買収を持ちかけたそうです。長柄町で進んでいる最終処分場の次の動きがあるかということで確認をしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君）　現在のところ、長南町内に最終処分場が建設される件については伺っていないというところでございます。

現在、茂原市大沢にて稼働しております一般廃棄物最終処分場については、改修を施した上で令和8年まで稼働させる予定であること、それ以降は長柄町船木地先に処分場を建設し、令和8年度から令和23年度まで使用する予定と、このように伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　8番、森川君。

○8番（森川剛典君）　ということは、長南町ではまだ話がないということだと思いますが、最終処分場というと、町民の間では非常に聞こえが悪いんですね。この方も売却についてはお断りしたと聞いております。そういうことなんですが、各自治体に、広域ではごみの処分場はどうしても必要な施設だと思っております。住民の皆様には、ごみ処理に対する正しい理解が進むように、ごみ焼却後の最終処分場が必要なんだということを十分説明していただいて、そういう取組をお願いいたしまして、次の問題に入ってまいります。

大気汚染の問題に入りますが、大気汚染の問題では、法恩寺地先で廃タイヤの処理を行って燃料を取るというような話があり、この説明会にも行ってきました。SDGsのこともあり、きちんとした都会並みの基準で行えば問題はないようですが、山の中に造るという観点から見ると、怪しいと勘ぐる部分も出てきます。

また、水質の問題では、産業廃棄物の不法投棄が山の中で行われれば、下流地域の水質汚染にもつながります。参考までに申せば、笠森地層という固い岩盤がありますが、こういう岩の部分でも年間に70センチメートルの水の浸透があると言われています。ということは、何十年か後に地下水の汚染にもつながってまいります。そういう不安の中で申しております。環境基準があってそれを遵守するならば、ひとまず安全が確保されると思いますが、ではその環境基準はどうなっているのか。また、環境基準の調査は行われているか、これについてお答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君）　大気汚染や水質の基準についてございますが、それぞれ大気汚染防止法及び水質汚濁防止法によって規定されているというところであります。原則として全国統一の基準によるということとされております。

また、こうした物質を排出する事業及び施設の届出については、大気、水質とも県の専門の部局にそれぞれ提出をするということとされておりまして、稼働前の事業計画の審査から、運用している最中における基準に違反した際の改善命令、あるいは処分に至るまで県の所管となっているところです。

調査につきましては、大気それから水質もそうなんですが、事業者側に測定と報告の義務が課せられております。水質については県も単体で常時監視をしているというところもありますが、町においても河川の水質、井戸水、地下水について調査を行っているという状況であります。

なお、町においては公害防止条例に基づき、ばい煙等の排出を行う事業者については届出を求めておりまして、違反時の対応等については県と連携して行うこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 基準に関しては、原則全国統一の基準ということですが、所管については県が行っていると。町も調査をしているような水質調査ですか、話もありますが、全般について仮に町が調査しようとした場合に、こういう測定装置はあるかどうか、それについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 測定装置の件でございますが、装置に関しては高価であるということ、それから、維持するに当たって検定の費用等もかかりますことから、町では所有していない状況であります。よって、測定の必要が生じた場合には県に依頼することとなります。

なお、町で行っておる河川の水質調査に関しては、委託先へ委託するという方式で行っております。併せてご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 県に依頼ということですが、何か問題があるたびに、ぜひ県には依頼していただきたいと思います。

これについて分かりましたが、臭いの特定のものについてお聞きいたします。臭いについてはかなり調査も難しいと思うんですが、臭いの基準や検査装置はあるかどうかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 悪臭につきましては悪臭防止法により規定されておりますが、それぞれの県知事が対象となる地域を指定しまして、その地域内の工場等の活動に伴って発生する悪臭物質の濃度、それから臭気指数について基準を設定することとされております。

千葉県においては、都市計画法に基づく用途地域、これを中心に規制地域が指定されているところであります。本町は規制の対象外となっております。

長南町公害防止条例では、臭気に関する規定は、特定施設の設置及び仕様において規定するとともに、工場建設等の各種開発行為の際に、県による事前指導、審査もそうですが、という形で、悪臭をはじめ振動、騒音、

こうした項目に関して事業計画を審査されるということとなってございます。

また、県主催の研修、これはつい5月の話でありましたけれども、5回ほど研修がございましたので、そうした技術講習会にも参加させているというところであります。

最後に、測定機器の保有状況ですが、保有しているものはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 残念なことに、本町は都市計画法に基づく用途地域を中心と、こういう規制の対象外になっていると。非常に残念ですが、ただ、職員の方もこうやって多くの講習会に参加しているということですから、単に県に調査を依頼する、これだけではなくて、できれば予算が、費用対効果等許せば、環境把握ということで、簡易な検査機を調べるといっぱいあります。ただ、効果が、調査能力がどのくらいあるかというのはあるんですが、1万円以下でもいろいろあります。こういうのも検討していただいて、調査は受動的なものから、依頼的なものからではなくて、ぜひ検査するという立場で、調査するそういう立場に立って、環境保全の対応をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、この環境問題で町長に伺います。

環境について質問してまいりましたけれども、冒頭に申しましたとおり、環境基準は一律的なところはあるんですけども、どうも過疎の山村ということで少し業者等も甘く見ているのではないかと私は思っておりまます。この自然豊かな長南町を守っていくために、トップとして環境保全には厳しい立場で臨んでほしいと考えますが、環境保全について一言ご答弁をお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 今、森川議員から町の環境に関する様々なご質問がありました。執行部といたしましては、環境に係る諸懸案については、住民の皆様の生活環境を守るためにも、法令にのっとって着実に事務を遂行するとともに、これから脱炭素社会への対応も考えていかなければならぬと、そのように思っています。そういうことから、先ほどお話にもありましたけれども、4月に機構改革を行いまして、建設環境課から環境の分野を分離させ、新たに生活環境課を設けたところであります。

ご質問もありましたけれども、本町の売りの一つは自然環境であります。この豊かな自然を保全し後世に引き継いでいくためにも、これが私たちに課せられた使命であると、そのように思っております。そういう思いを持って今後ともしっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） ありがとうございます。

環境を守っていく使命だと、このような強い思いも言っていただきました。繰り返しになりますけれども、長南町は環境には特に厳しい目を持っていると、これが業界とか町民にぜひ伝わるようにしていただきたいと思います。関心が非常に多い町民からこのことを伝えてくれというお話をしたので、ぜひお願いいたします。

続いて、町道の整備について伺ってまいります。

これまでの質問に少し関連いたしましたが、切り離して別の件名としました。町道の整備、これについて伺います。

産業廃棄物を積んでいる大型ダンプカーのせいだけではないと思うんですが、残土処理を含めて大型ダンプの往来を多く見受けられるようになったと感じています。大型車両の場合、道路に与える影響が大きいと考えますが、長南町は国道、県道だけではなく、路盤の脆弱な町道の通行もダンプカーの通行が見受けられます。特に顕著な例では、国道409号の蔵持地先から竹林方面に抜ける町道に傷みがあり、ひび割れ、穴あき等の補修が頻繁に起きるようになってきました。町道の路盤基準どおりの改修舗装では限界もあると考えております。しっかりととしたグレードの高い舗装改修として、舗装の強度を県道、国道並みに改修していくべきだと思いまが、国道、県道などとの整備基準の違いや、これから整備について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 県と町の整備基準でございますけれども、舗装の関係につきましては国土交通省の舗装の構造に関する技術基準に基づきまして整備のほうをしております。このことから、基準につきましては同一となります。

また、舗装の路盤を含めました厚さにつきましては、計画交通量から算出される大型車の1日当たりの交通量により決定されますことから、一般的には交通量の多い県道が厚くなります。町道の舗装が破損した箇所の補修につきましては、破損した舗装の表層部分を剥がして打替えるものが主なものとなっておりますけれども、それぞれの路線の大型車の交通量を勘案する中で補修方法のほうを決定しております。

なお、ご質問にありました町道の蔵持水沼線につきましては、一部舗装を2層にいたしまして、現在経過観察のほうをしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 2層にするということは、町道を強化してというお話だと思うんですね。経過観察ということなんですが、現状ではダンプカーが通るとがたーんと非常に大きな音がするという苦情も上がっています。早急なグレードの高い補修を引き続きお願いします。

ところで、別の観点でお話ししますが、最近はダンプカーもシートで覆われている車も多くて、積載量など分かりにくいんですが、弱い町道です。産廃の車両や積載オーバーの車両の通行については規制していくべきだと思いますが、町道を守る観点からできる施策は何か、これについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 橋梁などの構造物が一定の重量以上に耐えることができない場合につきましては、重量制限の規制をかけることは可能ですが、舗装につきましては現状の交通量に見合った舗装構成に道路管理者のほうが整備のほうをしなければなりません。積載オーバーの車両の通行につきましては、警察による取締りを行ってもらうことで対応のほうをしてまいりました。過積載かどうかの判断は難しいところもございますが、引き続き継続のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） なかなか規制も難しいということが分かりましたが、弱い町道を長く使うためには必要な警告だと思っています。できることなら積載オーバー、月に1回とは言いませんが、頻繁に取締りを行っていただき、あそこは積載オーバーで行くと捕まるよと、そういううわさが立つぐらいにして町道を守っていただきたいと思います。

この問題では、最後に住民の苦情の把握の対応ということで伺います。

先ほど言ったがたんという非常に大きな音がすると。ここを見ると、道路には小さな穴が空いています。その近くに直径1メートルくらいの補修の跡があるんですね。丸くしてあります。また、そこにはすごいひび割れもあるんですが、そんな道路が家の前の住民と直近でお話をする機会がありました。この方は道路修繕の申入れ先は不明で、取りあえず用事で町に来庁したそうです。その際、建設課ではなく総務課に苦情を申し入れたようです。このような苦情は総務課から建設課に届いているか。これについて連絡体制ができているかどうかを確認したいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） ただいま森川議員のほうから質問のありました件につきましては、総務課のほうからこういった住民の方からの情報がありましたということで、お話のほうは伺っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） ということで、連絡体制は取れていることで、よろしくお願ひいたします。

苦情申告先が分からぬという方はこの件以外にたくさんいると思います。取りあえず総務課に行くとか、そういう方も非常に多いですから、総務課から各課へ、苦情あるいは相談の依頼等、迅速にお願いしていただきたいと思います。この苦情処理は、舗装の基準もそうですが、舗装の修理基準というか、対応の速度なんですが、やはり県道、国道なりと比べて若干は悪いのかなと思います。これは町の道路予算が少ないということだと思うんですが、道路はつながっておりますので、国道、県道から町道になると格段に悪くなるという状況はぜひ避けて、何とかしていただきたいと思っております。そして、先ほど言った苦情に対しては、まず伺って現地確認をして、住民の気持ちが分かっていただけるようにしていただきたいと思います。この件については早急な修繕、改善をお願いして、町道の整備について終了して、最後の件名に入りたいと思います。

最近、令和元年度の豪雨災害等で、土砂災害警戒区域の指定線に対して崖の形状が変わったので変更があるのではないか。また、レッドゾーンと言われる指定線を算出する式がおかしいのではないかと長生土木のほうに異議を申し立てた方がおりました。またこのほか、崖条例で困っているという方のお話も聞いております。その関連で気がついたことについて2点ほど質問いたします。

1点目は、追加指定があると聞きましたが、追加指定はどのような場合に行われるか、町として把握をしているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 県では、令和元年10月25日の大雨によります土砂災害の発生を受け、最新の高精度な地形情報などから新たに県内1万744か所の危険箇所を基礎調査予定箇所として令和3年5月に報道発表のほうをしております。このうち293か所が長南町の基礎調査予定箇所でありまして、今月中旬から下旬に基礎調査の事業説明に来るとの連絡を長生土木事務所のほうから受けておりますので、今後基礎調査が行われることにつきましては承知のほうをしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 293か所の土砂災害警戒区域、追加指定を町は把握しているということで了解いたしました。

それでは本題に入ります。この特別区域の指定については、国から危ないというメッセージのみで、デメリットのほうが多いと感じております。しかし、長南町では既に511か所の指定があり、地価の下落や住居の新設、改善、撤去などにも大きな影響がある問題だと感じています。それなのに町は救済措置や対応策はほとんど行っていないように思います。土砂災害特別警戒区域に関わる県のQ&Aを見ると、幾つかの項目で救済を行っている市町村もあると書かれております。本町では救済が行われているか、対応策を考えているか、何点か確認していきたいと思います。

警戒区域の斜面の対策工事や、警戒区域から住居の移転をする場合の行政の支援措置等はあるか、これについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 土地の所有者の方ですか、居住されている方が行います斜面の対策工事につきましては、支援措置のほうはございません。警戒区域からの住居の移転の支援措置につきましては、町が移転先の住宅建設や土地の購入費などに補助した場合、国・県の補助を受けることができるがけ地近接等危険住宅移転事業という事業がございますので、この事業の導入に向けて制度の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 斜面の対策工事の支援措置がないというのは残念ですが、移転事業については検討するということで、ぜひ今後に移転するときは支援があると、そういう朗報を聞かせていただきたいと思います。

続いて、警戒区域の固定資産税の減免は行われているか。これについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤税務住民課長。

○税務住民課長（江澤卓哉君） 現在、土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、建築物の構造規制や一定の開発行為に対する制限が発生するため、該当する宅地等の評価額に対しまして一律0.8の補正率を乗じまして、

20%の減価補正を行っております。

なお、減価補正については、令和6年度の評価替えに合わせ、一筆の総地積に係る土砂災害特別警戒区域の面積割合に応じて補正率を段階的に分けるという見直しを進めているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 見直しがあるということで、一律だったものが面積によって増減があるという、これは当たり前のことであります。ただ、これを深掘りして違う角度から考えると、例えば一部しか特別警戒区域にかかっていない土地がある場合、その土地の部分を分筆したりすれば警戒区域レッドゾーンから外れるということも可能だと思います。面積の増減に係る特別警戒区域の分割線は明示されるか、これについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤税務住民課長。

○税務住民課長（江澤卓哉君） 一筆の総地積に係ります土砂災害特別警戒区域の面積割合につきましては、県から示されました図面を基に算出のほうをしております。したがいまして、町で分割線のほうは明示はいたしませんけれども、県につきましては土砂災害特別警戒区域の範囲の頂点につきまして座標データにより管理をしているということでございますので、座標データの提供は県では可能とのことでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 座標データということは、分割線、分筆線は示されていないということだと思います。県のQ&A、ほかのところを見ると、レッドゾーンの明示については現地には落としてくれないと書かれております。今お話ししている課税は税金に関わることですから、町も課税部分を明確にしていただけすると、土地の分筆や建物を壊す場合にも目安になると思います。町はこの特別区域の線引きについては住民から相談があった場合に応じていただけるかどうかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 土砂災害の特別警戒区域の指定につきましては千葉県で行っておりますので、区域の明示も千葉県の職務と考えております。ただし、対象となる崖の対策工事や、崩壊が発生した場合に生じる土砂等を堆積するための施設を設置した場合などは、土砂災害警戒区域の解除や区域の変更がなされるというふうに聞いておりますので、そういった相談につきましては個別に住民の方と相談をさせていただきまして、県と協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 今、建設課長がおっしゃるように、このことは県の仕事なんでしょうが、先ほどの苦情申入れ先が分からぬ住民のお話をさせていただきましたが、住民は専門家ではないんですね。ですから、固定資産税を取っている町としては相談に乗ってあげてほしいと思います。

それでは最後の質問になります。県の作成のQ&Aでは、警戒地域の指定が行われた後の工事は県のホームページの掲載となっていますが、これを見る人はほとんどいません。このことはしっかりと住民に知らせて、町民の不利益にならないようにしてもらいたいと思いますが、町として追加指定があった場合について住民に知らせるべきだと思いますが、どのように考えているか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 住民の方への周知の方法につきましては、広報や町ホームページで追加指定がなされたことの周知のほうはさせていただきたいと考えております。

また、ホームページ上の地図情報ページにも詳細な情報を加えさせていただくことや、防災マップのほうにも早めに反映をさせまして、住民の方への周知を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 先ほど、今月中旬から調査が始まると、そういうような話もありましたが、このことは私も聞いて初めて分かったことで、多分住民の方も分かっていない方が非常に多いと思うんですね。こういう周知という情報が大切です。ぜひお願ひいたします。

国の施策についていろいろ伺ってまいりましたが、要は不利益を被る町民がたくさんいるということです。既に511件です。加えて293件というと、合わせて800件を超えます。これを単純計算しますと25%ぐらいの世帯で、4軒に1件の住民が関わる案件です。町でもこのことについては十分な救済措置や相談体制を取って、特別区域のレッドゾーンが無数にある町、住みにくい町だと言われるのではなく、レッドゾーン対策、土砂特別警戒区域に対しては、町は十分対応策を練っている、進めている、ぜひそう言われるようになっていただきたいと思います。その取組をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで8番、森川君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

（午前10時51分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤君。

[10番 加藤喜男君質問席]

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。

一般質問の前に、ちょっと議長にお尋ねしたいことがあるんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） そのような場合は、できれば議運の委員長に諮って、全協、このような場所で質問してくれればいいと思うんですけれども、今日はそれでは、今回は特別ということで。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。それでは、議長に一般質問の前にちょっと聞きたいことがありますので、次回からは気をつけたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

議長は、改選後の臨時議会の議長選挙において……

[「関係ないよ。一般質問ですよ」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 今回はだけは、よろしいと……

○10番（加藤喜男君） 今回はですね。

議長は、改選後の臨時議会の議長選挙において、議長になった場合の抱負として、議会改革の必要性を述べておりました。あわせて、副議長の選挙においても、副議長が議会の改革の必要性を述べておりました。議長、副議長ご両人が、議会改革の必要性を述べてくれたことは、従前より議会改革が必要と考えている私にとっては非常に頼もしい限りでございます。何をもって議会改革とするのか、いろいろ意見のあるところでしょうが、議会にとっては大事な4年間となる感じがいたします。

そこでお聞きしますが、議会改革を進めるについて、どのような予定、計画、スキームによって進めていきたいと考えているのか、ここで議長の考えをちょっとお聞かせいただきたいなと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 議会改革につきましては、明日、議会全員協議会におきまして協議したい旨の申出がございました。そこで、その協議会で討議をお願いしたいと思います。

以上です。

それでは一般質問を続けてください。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。

それでは、議長の許可を得ておりますので、一般質問に入ります。

おかげさまをもちまして、さきの改選で、私を含め8人の議員が再選され、2名の新人を合わせ10名の議員が誕生しました。できるものであれば、ご支持いただいた方にお礼に上がりたいわけですが、それはさておきまして、議員数10名は香取郡の神崎町に並ぶもので、県内ではこの2町が10名の議員となりました。この議員定数の10名については賛否両論あろうと思いますが、これから議会がどのように活動していくか、町民の方々や、近隣町村の議会も大いに関心のあるところだと思います。

さて、我々議員は、今後4年間、よりよい長南町になることを目指し、執行部と進めていくわけですが、私たちは選挙に際して町民の方々に多くの公約を示し、当選してまいりました。ですから、その公約の実現に向けて邁進していかなければならないと思うところであります。

このような中、私、選挙の公約ではありませんが、この4年間に取り組んでいきたいということを3つ思っております。

1つは、子供の教育、学力よりも学習力の高い子供を育成、自ら人生設計のできる子供の育成。

2つ目が食と健康、環境保全、科学的な物質に依存しない食と医療の関係です。

それから、3番目が国守りということで、日本のかじ取りに外国勢力が関与できない体制づくり、このような3点を柱にして町政に参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以前にも述べましたが、今の日本は、人口の減少や食料自給率の低下、エネルギー確保の不安、外国資本に

よる不動産の買収、外国資本への日本企業の経営権の移譲、外国人労働者の流入などが気づかないうちにゆっくり進み、気づいたときは外国資本、外国人に乗っ取られていないかということでございます。

孫子の時代に日本が日本でなくなることを絶対に避けなければならぬと思います。これに全国民が現実を注視して、これではいけないという危機感を持っていかなければいけないということを考えております。

それでは、まず防災対策について伺います。

防災対策、2件あります、1番が防火水槽と消火栓の設置、管理状況について、2つ目が役場新庁舎の非常用電源についてということで、2つございます。

まずは防火水槽関係でございます。

ここ最近、私の近所で、2件の林野火災、山火事がありました。そこでおのおの問題が見つかったわけでございます。1つは、広域の消防車と道路内の消火栓の口径が合わなかった。もう一つは、防火水槽と思われる水槽、水ためと言ってもいいんですが、沈殿物により貯水量の減少もさることながら、貯水槽の上に大きな木が覆いかぶさっていると住民からも指摘を受けたところでございます。このため池については、これが個人のものなのか町のものかよく分からぬ。今現在、調査を総務課のほうでしていただいていると思いますが、いずれにしましても民家等への延焼がなくてよかつたんですが、消防水利は大変重要でございます。

そこで、防火水槽と、消火栓の設置、管理状況について、町の立場、対応などについてお聞きするわけですが、防火水槽、消火栓の管理者は一体誰なのか。防火水槽がどこにあるかちゃんと承知をしているのか。水槽の管理などについて町から補助などがあるのか。また、消火栓の改良増設は検討されているかなどについて、お尋ねをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、まず、今4点質問されたかと思いますので、1点ずつお答えさせていただきます。

まず、町内の防火水槽、消火栓の管理者は誰ですかという質問ですけれども、防火水槽は消防庁の消防水利の基準に基づきまして、40立方メートル以上とされております。町内の防火水槽や消火栓の管理者は消防本部となっております。

2点目の防火水槽の場所を承知しているかということでございますけれども、防火水槽の設置位置につきましては、消防本部と町に台帳がございますので、台帳に基づきまして把握をしているところでございます。

3点目の防火水槽の管理について、町から補助などをしていますかということですけれども、消防団は地域に関わりのある活動をしていただいておりますので、地元からの運営補助がございますので、町からは補助は行っておりません。

4点目の消火栓の改良、増設の検討ということでございますけれども、消火栓につきましては消防本部と協議を行っておりますので、毎年1か所増設をしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 防火水槽は40立方以上だということで、消防本部が管理しているということで分かり

ましたが、40立方に満たないものは、これは防火水槽じゃなくて、ただため池があるということでおろしいんですかね。そのため池も、重要になる場合があるわけですけれども、40立方に満たないものは、状況によってまた整備をしていくということ、誰が整備するのか、これ整備は町がやるんですか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　40立方メートル以下のものでございますけれども、水利といたしますと、ため池等々が考えられるわけですが、今回加藤議員のおっしゃる坂本での火災での水利は、現場を私どもも確認をいたしましたところ、40立方にも満たないような水がためられている場所がありました。ですので、その場所等につきましては、今調査をしている状況でございますので、どこが管理をしていくのかということにつきましては、地元の状況をもう少しよく聞く中で対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございます。

ちょっと地元の話を今、していただきましたが、先ほどお話ししましたけれども、ボリュームもよく分からないと、いつからあるのかもなかなか不明かもしれませんが調査をお願いしておるところでございますが、いずれにしましても、この間の火事ではあの水を使ったということで聞いております。水利がございませんので、あるところは使うんですが、大木の処理も含めて、前向きに検討していただければと思うところでございます。

それから、台帳についてはあるということですが、各消防機庫あたりにはそういうのは周知、掲示とか、そういうのはされているんでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　この台帳を、町も所有しております、消防団は毎月のように、防火水槽、消火栓の管理、手入れをしていただいておりますので、把握をしていただいております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございます。

日頃の管理が緊急時には役立つということで、また一つこれ、火事で水がなかったということが一番困るわけで、これを何とかしていかなくちゃいけないと思いますので、また各谷々が結構問題なんですね。みんな管の口径が細いということで、なかなか消火栓があるんだけれども水量が足らない、接続できないとかいう問題もあるということになっておるようでございますので、ひとつその辺、先ほど年に何個か改良されていくこともありますので、消火栓も大事ですけれども、水ため、貯水槽も考えてもいいんじゃないかななど、各谷々で、あそこが燃えたらどうなるんだというような担当を、区長さんあたりとよく相談をしてもらって、検討していただければと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

次に、新庁舎の電源、非常用電源に関する事項でございます。

新庁舎には、地震等で停電した場合に対応する発電機が今回設置されました。ほかの町村はほとんどもう庁舎新しかったですから、ついておるのかもしれませんけれども、当然のことながら引渡し、町がもらうについては、試運転を行って、問題ないですよということで移管されていると思います。

この発電機というのはもう非常用ですから、いつ非常になるか分からぬわけでありまして、定期的な運転管理が必要だと思うところであります、その管理体制についてお伺いするわけですけれども、どのような管理体制ということで伺っておけばよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　この非常用電源の関係ですけれども、運転状況を確認するためには、定期的に、運転、試運転を行っております、その運転状況を確認するためには、2か月ごとに手動によりまして動作確認を行っているところでございます。

その行う実施者でございますけれども、電気設備の保安管理業務委託を関東電気保安協会と契約しておりますので、関東電気保安協会に行っていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　2か月ごとに知識のある関東電気保安協会のほうにお願いしているということは、向こうの人が来て試運転をしてくれるということですね。分かりました。

ちょっと各論であれなんですけれども、これ燃料は軽油でよろしいんでしょうか。いいですね。軽油ということだとすると、どのくらい。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　今、加藤議員さん、軽油とおっしゃっていただいたんですが、今回、この非常用電源の燃料はA重油ということになっております。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　軽油ではなくてA重油ということで分かりました。

何日分ぐらいストックされておるか分かりますか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　使用の状況にもよるわけですけれども、燃料タンクが満タンの場合、990リットルの燃料タンクを用意してございますけれども、それが満タンの場合は約1日稼働することができます。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　A重油990リットルをためておくことで、これを1日で使っちゃうということですか。じゃないですよね。要は990リットルだと何時間連続運転ができるかという話よ。

○議長（松野唱平君）　仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　満タンで約1日の稼働になるということです。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　分かりました。990リットル1日に消費してしまう発電機であると。1日しかもたないということは、ちょっとこれ問題だとは思いますが、ほかにドラム缶等ではストックしてあるということは

ないですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 何か缶で用意しているということはございません。

もし1日で、電気の使用状況にもより1日でなくなってしまった場合、給油方法といたしましては、町内のガソリンスタンドに依頼した場合、提携の燃料会社からタンクローリーで運搬されますので、それで補給をしていくというような段取りを取っております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 提携業者は、どのスタンドが分かりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 現在は、白鳥スタンド、加納スタンド、千葉石油茂原卸団地営業所ということで、お願いしています。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

A重油だということで、普通スタンドにはA重油はあまり置いていないわけで、1日だったらもうどつかから持ってきてもらわないといけなくて大変なんですけれども、交通の便とかいろいろあって、本当にA重油が1日後に運べるかというような問題もちょっと不安材料ではあるという感じを今持ちました。

この燃料事業者とは何か一筆を結んであるということでよろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 私が、今現在ちょっと確認できていないものですから、またその辺は後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ゼひとも、燃料の供給の問題ですから、その3者とよくまた話をつけて、契約といたらおかしいですけれども、何か約束事をつくっておいたほうがいいのかなということを思いました。

これちょっと課長に聞いても酷ですけれども、これは地震の停電とともに自動起動するという発電機でよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） はい、自動で切り替わるようです。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 一瞬停電で一度電気は切れるけれども、その後自動的に回るんだということだと思います。

この機械、相当な燃料を食うわけですから、990リットル、ドラム缶一本、何かどこかがびんときま

せんけれども、また後でお聞きしましょう。

先ほども言っているとおり、非常用電源大事なので、2か月ごとに保安点検、メーカーが、メーカーといいますか専門家がやってくれるということで安心をしたところでございます。

職員も、誰か人を決めて、それによく精通した人をそろえておいて、停電すぐ回らなかつたということもあるかもしれませんので、誰かその辺の知識のある方を専門にやってもいいのかなと思いましたので、また今後ひとつよろしくお願ひをいたします。

それでは次の質問に移ります。

新型コロナの感染症の状況についてということで、小学校のマスクの状況という関連でございますけれども、今回の議会ではマスクをしない方も増えましたね。マスクは個人の自由ですから、前回の臨時議会では、局長、主幹、ガス課長などは、マスクをしていなかつた。その方以外もいたかもしれません。議員がほとんどつけておりまして、私ぐらいかな、つけていなかつたのはというふうに思つておるところでございますけれども、今回、さま変わりをして、結構つけない人が多くなつたということで、これから夏に行きますので結構息苦しいということで、外したほうがいいかなと。できればこのパーティションも外していただきたいなと思って、また議運等で検討していただきたいと思うところでございます。

ところで、教育長につきましては、この春、卒業式でしたか、マスクをつけずに参加されて、来賓室に、我々と一緒におられました。私これ、教育長マスク忘れたのかなと思って、注意して見ておりましたが、その後卒業式、入学式ありましたけれども、忘れていないんだなど、教育長自らマスクを外しているんだなというようなことを思ったところでございます。

教育課の主幹も、先日お会いしましたところ、マスクは嫌いだと。3月の規制緩和をもって外したということをお聞きしましたね。

本題ですけれども、これまで屋外では、マスクの着用が原則不要、屋内では原則着用となっていましたが、3月13日から個人の選択ということになったわけでございます。私、議会だよりも編集後記で書いたんですけども、恐らくマスクはこれ永久に不滅なのかなと、特に女性陣は。そういうことを思つておりまして、茂原市に買物に行ってもほとんど100%に近い女性がマスクをしておる。これは自由ですからいいんですけども、男性陣も結構多いなということです。都会に行くともうちょっとマスクしていない人が多いのかなという気がしますけれども、茂原市近辺ではほとんどの人がマスクをしているというところであります。

日本では、ワクチンの接種率が一番、マスクの着用率が一番、コロナ感染率が世界一位になったこともございました。私はこのワクチンの効果、マスクの効果に大きな疑問を持っているものでありますけれども、アメリカの疾病予防管理センター、CDCというようですが、この報告によれば、2回、3回、4回と接種することによってコロナの感染率が高くなるという報告もあるということでございます。

問題は超過死亡でございます。超過死亡というのは、例年に比べてどのくらい死亡者が増えちゃつたかなというようなことで、去年、おととしぐらいから、日本人死亡者が相当増えておりまして、戦後最大ということ。一応、死亡者が増えるということはいろいろ理由があるわけで、高齢者が増えたとか、新型コロナで亡くなつたとか、医療が逼迫して間に合わなくて亡くなつちゃつたとか、それ以外にも老衰で亡くなつた人が増えたということも聞いております。また、ワクチンの影響もあるんじやないかというようないろいろな結果が、状況

があるんですが、国としましても、この超過死亡についてあまり検討するつもりもないというふうに言っているようあります。

千葉県の教育委員会は、児童や生徒から、学校でマスクを外したくても外せないとの意見が多く寄せられていることを踏まえ、教職員が率先してマスクを外し、指導することも必要とする通知を5月19日付で各市町村教育委員会に出した上でございます。本町教育委員会にも通知が来ていると思います。通知では、学校生活でのマスク着用は原則不要とし、運動時には児童・生徒にマスクを外させるように、教職員に促しているようです。

これに関して、千葉県の熊谷知事は5月25日の定例会見で、マスク着用が同調圧力や惰性の中で続けられることがないように、環境づくりを進める責任があるとも述べております。マスク着用は個人の判断を尊重するとした上で、着用の有無によって差別や偏見が起こらないようにすることを求めておるわけであります。

マスクは、マスク自体が不衛生だし、酸素が、二酸化炭素も吸っちゃったやつを繰り返し吸って、以前も言いましたが、頭の回転が鈍るということで、学習に影響があるだろうと思うところでございます。百害あって一利あるのかどうか、ちょっとよく分かりませんが、一利なしというふうに私は思っているんですけども、私は率先してマスクを外すということにしておるところでございます。

そこで、今のとおり、県教育委員会は、教職員に率先してマスクを外していいと言っているわけでございまして、教育長は、県教育委員会の通知をどのように受け止めているのか。教育長は、校長や教職員にどのような指示、指導をしているのか、概要をお聞かせいただければ幸いでございます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 県からの通知を拝受してから、協議会としては、まず学校に通知文を送付させていただきました。校長とも話し合いを持ちまして、率先してという部分をどうするかというような議論もさせていただきました。その結果、私どもとしては、学校においては、児童・生徒の健康保持をまず第一にしながら、子供たち一人一人の判断を大切にし、適切に判断する力をつけることを大きな目標として、マスクの着用について指導していくべきだという考え方で行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 教職員は、着用率はどのぐらいか、教育長、大体ご存じですか、今の状況で。小・中学校。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 現在のところ、体育の授業等では、ほとんどの先生方はマスクをしておりません。

教室に帰った時点では、今朝ほども電話で確認しましたが、2割から3割が着用していないような状況だということです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 2割、3割の児童・生徒が着用していないということでしたか。

○議長（松野唱平君） 糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 今は保護者じゃなく職員についてのご質問でしたので、職員は2割から3割が外して
いるという状況です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ちょっと何か職員の方も、ここまで教職員がされておりますと、児童・生徒もなかなか
か外せないんだろうなと思う。

現在着用している児童・生徒の方、これ一生マスクをつけていくようになるんでしょうかね。教育長、どう
いうふうに思っていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 先ほどもお答えしましたが、私どもとしては、教育としては判断する力を身につけさ
せるというのを一番基本にしております。その判断に基づいて、子供たちがマスクの必要性を判断していくも
のと考えます。

一生していくかどうかというのは、残念ながら今の時点でお答えする事項ではないかなというふうに思いま
す。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

マスクというのは覆面と言っても過言ではなくて、自分の表情を隠せるというような感じも当然あるわけで
ございまして、このマスクによって、ますます何か日本人独特の引っ込み思案と言ったらおかしいですけれど
も、そういう感じで、不登校やひきこもりをつくる温床にはならないのかなという考えもありますけれども、
教育長、どういう考えをお持ちになりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 個人的な見解を求められているように考えるんですけれども、今後、私たちが世界に、
グローバルな世界で生きていくためには、やはりきっちり自分で判断して、いろんな情報を集めて自分で判断
して行動していく、そういう力を持つていくことが一番必要なことではないかなというふうに考えております。
以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） もうちょっと、この通知によってつけない人が増えるかなと思いましたが、今、確認
ですけれども、屋外ではつけない、屋内の授業について児童・生徒の着用率は個人に任せておると思いますけ
れども、どのくらいつかんでおりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 子供の着用率については、外の状況を把握しているだけで、屋内ではどうかというの

は把握しておりません。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。また後で、少しその辺もよく学校に聞いて、つかんでおいていただければと思います。

マスクはこれで、教育委員会のマスクちょっと終わりにしますけれども、マスクの関連でちょっと町長にお聞きしたいと思うんですけども、マスクです。市町村の職員は住民と直接向かい合うことが必要になります。その際にマスクをして顔を覆い隠すことは、ある面、住民に対し失礼といいますかね、ないかと思うわけでございます。例外を除き、積極的に外す指導をすべきだと思いますが、町長のご見解をお聞きしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 今、マスクについていろいろお話をありました。確かに、2類から5類に変更になってマスクの着用が個人に委ねられたということあります。

私としては、先月の課長会に、職員には、窓口事務、これは窓口事務は対住民と接するところですから、住民の皆さんのがマスクをやってくる、まだ多いわけですので、一気に外すというわけにはなかなかいかないと思うんですが、他の職員については、できるだけマスクを外して、元の事務事業に戻るという話もありますので、できるだけマスクは外すようにというような話をしておりますけれども、最終的には職員個々の判断に委ねております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 町長も、本議会では率先垂範してマスクをしていないというふうに私は見ておりますけれども、よろしいかと思います。

窓口で、やっぱり顔を見て話したいと、そういう面でいえばパーティションがあつても、反対にいいのかなと、その代わりマスクしないよというような感じで、顔を見せて応対するということがいいのかなという。後方にいる職員については、マスクはしなくともしてもいいんですけども、なるべくそういうことで、顔の見える行政ということ。顔といつても本当の顔が見えるということで、ちょっと意味があれですけれども、そういうことも考えていただければと思います。

またひとつよろしくお願ひをいたしまして、この質問を終わりにいたします。

次に児童クラブの運営状況についてということで、前回も児童クラブの状況を聞きましたら、いろいろ改良、改善すべき点があるんだということありました。定員オーバーの問題、改善センターやB&G等での分散における支援員の不足問題とか、また支援員への報酬がどうなのかというのもありますし、一部聞いたところによりますと、交通費、通勤費の関係もくれるといいなというような感じも聞いております。その後の運営状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） では、4月の利用状況についてお答えさせていただきます。

4月末現在の登録者数は、一時預かりを含め91名で、うち実際に利用した児童は79名、延べ930人、平均すると1日当たり47人の児童が利用し、1日の利用者数が40人を超える場合は、海洋センターなどで分散保育を実施いたしました。

支援員につきましては、4月の時点では10名でしたが、5月から3名増員し、現在13名となっております。また、平日の受入れにつきましては5人体制で対応しております。

給料の、報酬の関係でございますが、令和3年度に単価のほう見直しをさせていただいた現在の単価となつてございますが、社会福祉協議会から支給されており、毎月の給料のほかに勤務日数に応じて6月と12月に、賞与のほうを支給させていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 報酬も、東京とかそういう都会のところと比べると、ここも最低賃金高いですからね。それには当然かなうわけじゃなくて、この辺の千葉県の単価プラスアルファぐらいでやっていると思います。3年の見直しということで、また次年度あたり、どこかで見直してくれるのかもしれませんけれども、あと6月、12月に手当があるということで、これもよろしいでしょうね。

ちょっとと聞いたのは、交通費が云々という話がありましたので、この辺も少し前向きに検討していただければと思います。現在13名ということで、3名、何名増えたんでしたっけね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 3名増員して、今現在13名となっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 13名で大丈夫ですか。今後もこれを、減っては困るけれども、これ以上はなくともいいなという感じでよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） やはりできるだけ多い支援員の方がいいかと思いますので、引き続き増員のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） そうですね。スペアが多いほうにはこしたことがないので、あと何名かはまた増やして、大体5人が1日出でくれば足りるということですから、交代でやっているんでしょうね。

それから、この間のあで、エアコンの関係、B&Gの体育館のどこかでエアコンをつけるという関係が、どのぐらいの進捗かどうかお聞きましょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 今現在、エアコンについては、海洋センターのほうには設置はしてございません。

今後、夏休み等に向けて設置したいというふうには考えておりますが、現状では未定ということになっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 場所が場所だけに、密閉性といいますか、相当やりませんとエアコンの効きも悪いのかもしれませんので、その辺また十分ご検討いただくわけでございますが、いずれにしましても、この40人定員で79名とか云々ということで、ほかで分散保育をせざるを得ないということで、当初のもくろみと大幅に違っておりまするわけでございます。

私たちほかの議員の何人かも、幼稚園、旧幼稚園がいいんじゃないかと、盛んに言っておったわけですけれども、旧幼稚園であればこんなことはなかったと。運動場もあるし部屋もあるし非常によかったです、もう少し強硬に反対しておけばよかったですと私自身は後悔をしておるところでございます。

次に移ります。子育て交流館についてということで、中で従事している人にちょっと聞いた関係がありますけれども、なかなか利用者が少ない、減ったと。減ってしまっているという感じが本当かどうか知りませんけれども聞きました。

ここに費用をかけて、これは社福に委託料でお願いしているかな、やっておりますけれども、最近の利用数の状況がもし分かればお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） ここ最近ということで、4年度の利用者の実績、状況についてご報告させていただきますと、延べ435組1,241名の方が利用していただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） これは年間で、最近、この年度始まってからは、利用者数はどうなんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） すみません。ここ最近の利用者数について、今ちょっと把握はしてございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） あと、これ委託料、どのくらい社福に払っていましたっけ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 令和5年度、今年度でございますけれども、委託料につきましては251万5,000円になつてございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 251万円払っているということで、費用対効果の問題なんですけれども、また調べていただいて、これを続ける必要があるのか、何かほかに活用方法はないのかと思って今回お聞きしたわけでございます。

また、状況について、後で、後でというかまたお聞きすることもあるかもしれませんので、よろしくお願ひいたしますとして終わりにします。

次にガス関係についてお聞きするわけですけれども、ガス事業を行っていく上で最も重要なことは、安定供給と保安だというふうに私は思っておるところでございます。

現在日本周辺では、大きな地震がぽつぽつ出ておりまして、この辺でも地震があつて、びくつとするわけでございます。いずれ大きな地震が来るということで考えておかなくちゃいけないわけでありますけれども、地震以外の災害もありますけれども、台風などは大体来るから分かるというようなことがありますけれども、この地震については、今来るかもしれませんという状況で、非常に不安があるところでございますけれども、ご存じのとおり本町では、36年前に千葉県東方沖地震というのがありますとして、課長さん方がそのときいらっしゃいましたから、その状況をよく分かっておるはずでございますけれども、長期にわたり暮れに停電したと。またこれ、さっきの発電機に代わる案ですけれども、やっぱり発電機も相当長期に使えるスタンスを取っておりませんと、燃料がなくてできなかつたということがあったので先ほどお聞きしたところでございます。

今は、その地震の後にいろいろ配管を換えまして、地震に強い、腐食に強い配管ということありますけれども、だからといってこれが全くオーケーだということではないと思われます。

災害というのは想像を絶することになるわけでありますので、そういうことがあるということをいつも考えておかなくちゃいけないと思うところでございますけれども、この4月に職員の異動があつたともらっております。ガス課にあっても異動があつたように聞いておりますが、機構図を見せていただくと、また職員が削られたと、削減されたということでございます。

私もこの役場にお世話になっている間、二十数年にわたって、この事業に今従事させてもらったわけでありますけれども、結構ガスが出ない、ガスが漏る、火事だ何とか、非常に大変な事業であります。事故がないのが当たり前なんですけれども、いつ事故が起きるか分からぬ。

私の経験上、やっぱり供給、保安については、それなりの知識を持った人を配置しておくべきだということを思っておりますが、その辺、ガスの人員について、職員のスタッフの状況について、どのような状況かお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

今関ガス課長。

○ガス課長（今関裕司君） ただいまの質問ですけれども、ガス課では令和4年度に、白ガス管入替え事業が終了したことによる業務縮小の関係から、新たな人員配置として了承しております。今年度につきましては、現状の職員体制で業務を進めていく所存であります。

保安体制ですけれども、長南町、睦沢町で建物火災が発生した場合は、電話連絡網によりまして、ガス課職員を現場のほうへ向かわせております。また、地震等の有事の際におきましては、供給エリアが長南町だけではなく、睦沢全域と広範囲になるため、長南町ガス指定工事店全社ともに、災害時における応援復旧工事等に

関する協定を結んでおりますので、即時対応を要求いたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今現在、職員、ガス課職員で長南町在住は何人いますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

今関ガス課長。

○ガス課長（今関裕司君） 職員では私1名です。それで、再任用職員で長南町内の者が1名おります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 再任用職員の方の出動体制というのは確立されておると思っていいんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

○10番（加藤喜男君） 再任用職員は出動に従事できるようになっておるんですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

今関ガス課長。

○ガス課長（今関裕司君） 再任用職員も現場のほうに向かうようにしておるというか、お願いしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 結局町内には2人の、課長を入れて2人ということで、非常に弱いなと思うところでございます。

すぐ近くでいても、一度ガスの供給所に出てくると、それから出動するんだというようなことでありますと、なかなか大変なんですが、町長、これやっぱりスタッフが、僕は足らないというふうに思うわけであります。

何もないからどんどん削っていくというのは、これはなかなか難しいところで、私はこの事業、一回昔も、話がありましたけれども、外部の何か評価できるコンサル等を入れて、この事業に対してどういうことをやつしていくのがいいんだろうと。料金の値上げ、値下げも考えながらあれですけれども、この辺どうですかね、経営方法を一回こうやって見直してみるとしたらあれですけれども、考えてみるというのを、外部に委託することもあってもいいんじゃないかと思いますけれども、町長のご見解をお聞きしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 今回、人員は削減いたしましたけれども、これは今年度の事務事業量、そして万が一のときの対応、そういうものを踏まえて、全体的な人事の中でやむを得ず一元ということにしてあります。

そういう中で、今コンサルを入れて、事業の経営方法を見直したらどうかというようなことですけれども、1回、コンサルに委託して経営戦略の見直しをしております。ですので、そういうことを踏まえながら、これからは府内でしっかり議論していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 大体待機しておりますが、夜間待機しておっても、酒を飲んだりとか、いろいろ用事がある、なかなか出動がままならないこともある。課長にしてみればちょっと人数足らないよということと、本人が町長になかなか言うこともできないというようなこともあると思いますので、その辺ちょっと聞いてみたわけでございます。

ちょうど時間でございますので、保安で多少金がかかっちゃうんだということは、これはもうしようがないことだということで、その辺考えていかないといけないと思いますので、この辺ひとつまたよろしくお願ひをいたしまして、ちょうど時間がいいので、ここで一旦終わりでいいですかね。

○議長（松野唱平君） それでは、加藤議員、件名で2件残っておりますけれども、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からを予定しております。

（午後 0時00分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君の一般質問の残り時間は12分です。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） では、続きまして農業対策という関係で、野菜生産の奨励についてというような感じなんですが、要は家庭菜園等で余った野菜などを町が仲介して、町民に無償で提供してはどうかという関係の提案でございます。

日本の食料自給率は先進国の中で最低であり、カロリーベースでは38%というふうに発表されております。ほかのエネルギーもほとんど輸入に頼っているわけで、世界情勢の変化によっては、流通の問題などで物が入ってこない、お金を出しても物が買えないという事態もあり得るわけであります。

それはさておき、本町は農村地帯ですから、趣味で野菜作りをしている方が多くいると思います。かく言う私も宅地脇に畑がありますから、荒らしておくわけにもいかず、最近各種の野菜作りに挑戦しておるところでございますが、野菜を作りますと、どうしても生育に不安がありますことから、苗を多めに植えてしまったり、余った苗ももったいなくてまた植えてしまったりとか、その結果、順調に生育してしまいますと、一度にたくさんの中菜が出来てしまって、自分で消費をし切れずに当然で親戚近所に配ってもまだ余ってしまうと、行く行くは捨てるということになってしまいます。

町内には、野菜作りが楽しみで、余った野菜を処分する人もいるのではないかと想像するところですが、そこで提案でございますが、余った生産物を1か所にもしくは数か所に集めて、必要な方に無償で持っていってくださいというところを町がつくってはどうかという提案であります。別に特別な施設がなくても、極端なことを言えば、どつかにビニールハウスを造ってもいいのかなと。別に売るわけでもありませんから、黙って持つていてもらえばいいわけでありまして、そんなに盗まれるというような考えはしなくてもいいわけありますけれども、生産品を販売するということになりますと、これ非常にハードルが高うございまして、欲しい人が持つていてくださいというわけにはいかない、商品として販売するには相当のいいものを作らないと

いけないと思っておりますけれども、この提案については、余り物を欲しい人に差し上げるということでありまして、生産してくれる方については登録してもらってもいいかなと。野菜でも米でも肥料がなくては始まらないわけでありまして、また害虫対策でいろいろお金もかかります。そういう方で登録していただければ、少しは肥料代、肥料を提供するということがあってもいいのかなと。また、余った苗とか種とか、そこに置いておいて、ご自由にお持ちくださいというようなこともどうかなと思うところでありますと、特にこの種子、種については、今後重要でありますと、いろいろ法律の規制もあるのかもしれませんけれども、最低、種がないと物はできませんので、この辺、町民の間で融通していくというようなことがあっても面白いかなと思って、こういう提案をしているところでございます。どうでしょうかということでご回答いただければ幸いです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 町が無償で提供できる場所とのことでございますが、余る作物の量などが定期的に出るのであれば、社会福祉協議会などを通じて独居老人の方たちなどへの配布や、形が幾らか不整形でも、加工を前提とするのであれば、町内飲食店などでも利用ができるのではないかと考えます。

そこで、今後農産物の流通販売の拠点づくりとしての農産物直売所施設整備を進めていく上で、販売や加工などについて、農産物直売所内で売れ残った商品の扱いなどと併せて、検討項目の一つとさせていただければと思います。

また、自家消費を目的とした生産者に対しての幾らかの補填とのことでございますが、自家消費野菜の畑作であれば、農集の処理場の汚泥肥料など、農地還元を目的として無償で配布しておりますので、ぜひとも活用していただければと思います。

このようなことから、現時点での補填、また補助等については考へてはおりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 提案ですから別にそれでよろしいんですけども、やっぱり人の健康のためには安全なものを作ると。また作る人も、日に当たったり、いろいろ労働して、日に当たって元気になると、行く行く、医療費が減っていくというような、巡り巡っていろいろなことがあると思っておるわけでございます。

自分のうちで自給を持続してもらうのはいいとして、最低町の内で自給自足ができるということがいいのかなと思って、こういうことを考えたところでございます。

そんな大した場所は要らないわけで、どこかに持つていて、定期的に持つていくわけじゃなくて、余ったらそこに置いておけばいいんだというようなことで、そんなに難しい話じゃないと思うわけであります。急にはできないわけありますけれども、そういう提案でございましたので、ひとつまたよろしくお願いをしたいと思います。

そこで何点か、今日の回答はなくてもいいんですけども、発言だけさせておいてもらいたいと思いますのが、コロナ関係の給付金で、米、レンコン以外の野菜を10万以上出荷した農家には割増し給付金があるというふうに聞いたんですけども、その人数を、これは後で結構ですから、もしこういう制度があれば、何人給付金を出したかというのをお聞かせ願い、教えていただきたい。

それからもう一点、学校給食で野菜を買入れしておるわけでございまして、野菜の金額、種類と金額がもし出れば、即答は結構ですから、また後で教えていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。給食用については、野菜、本町で生産できているものは、本町の野菜生産者と契約したらどうかというようなことの意見も聞いてことか聞いておりますので、この辺もまた少しご検討いただければ、回答は結構ですけれどもよろしくお願ひをいたします。

そんなことで、ひとつまたこれは提案ですので、次に進みます。

最後に、地引県道、町交差点についてと、町道の交差点ということで、名前は分かりませんが、ほかの人から私のほうにはがきがありまして、給田から大多喜町に向かう県道と、皿木のほうから地引にぶつかる、ちょうどT字路でぶつかるわけでありますけれども、そこに信号がないのは、何での信号をつけないかというようなことを聞かれましたので、私もこれ信号ってなかなか結構大変なようでありますので、町に信号がなくていい理由は何だろうかということを聞こうと思ったんですけども、町もなかなかそういうことは、難しくて答えられないようありました。

その人は、地引のほうから出て、右に曲がるか茂原市に行くか大多喜町に行く人だと思います。非常にラッシュ、朝夕は、朝かな、出にくいということを多分言っているんだと思いますけれども、あそこは非常に見通しのいい道で、かえって信号なんかつけると大変だというような意見もあって当然であります。その辺、町として、今回信号のつけ方についての回答をいただけるのかもしれませんけれども、その辺、信号をつけるにはどうしたらいいんだというようなことで教えていただければと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　信号機の設置基準につきましては、警察庁、交通局長から、信号機設置の指針が定められております。その指針には、自動車の交通量や歩行者の横断者数などの要件がきめ細かく定められておりますので、そこの設置要件に該当すれば、信号機が設置できるのではないかと思っております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　私も、あそこに信号機をつけて本当に効果があるのかなと思うわけでありますけれども、お聞きしたんですが、ないほうがかえってスムーズにいくんだろうなという気もしております。

問題はあそこに、地引から、佐貫から来ますとT字路ですけれども、止まれの標識もないと。じゃ、あそこ止まらないでゆっくり行っていいんだなという、停止線はあるかもしれませんけれども。

もう一つ、真正面がT字路ですから、真っすぐ突っ込むと向こうに山があるといいますか、土手が、崖があるわけですね。そういう場所がうちのほうにもありますし、いろいろあるんですけども、できれば、あそこにライトで、夜、道がないんだなというのが分かる施設もあってもいいのかなというようなことを思いましたので、その点また十分検討を来ていただくことで、この質問を終わりまして、全体の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君）　これで10番、加藤君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は、午前10時から議員のみで議会全員協議会を開きます。また午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでございました。

（午後 1時11分）